

**令和 8 年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、令和 8 年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

2,000 千円(消費税及び地方消費税込み)以内

※委託契約の相手方が複数の場合は、すべての相手方に対する支払総額の上限とする。

3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (6) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 スケジュール

- ・質問受付期限 令和8年5月14日(木)午後4時必着
- ・質問に対する回答 令和8年5月18日(月)
- ・参加申込書の提出期限 令和8年5月22日(金)午後5時必着
- ・企画提案書等の提出期限 令和8年6月2日(火)正午必着
- ・書面審査 令和8年6月上旬
- ・結果通知 令和8年6月中旬

5 応募手続

(1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室 政策推進課 政策推進係
TEL:0742-27-8472 FAX: 0742-22-8012
e-mail:furusato-kifu@office.pref.nara.lg.jp

(2) 事前説明会

行わない。

(3) 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和8年5月14日(木)午後4時まで

イ 受付方法 質問書(様式1)に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。
なお、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

ウ 回答方法 質問及び回答を取りまとめ、担当課ホームページに掲載する。

※掲載予定日:令和8年5月18日(月)

※質問者への個別の回答は行わない。また、質問者名は明示しない。

(4) 参加申込書類の提出

ア 提出期限 令和8年5月22日(金)午後5時(必着)

イ 提出方法 本要領5(1)に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて上記提出期限までに必着のこと。

ウ 提出書類 (ア)参加申込書(様式2)

(5) 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、以下の企画提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和8年6月2日(火)正午(必着)

イ 提出方法 本要領5(1)に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて上記提出期限までに必着のこと。

ウ 提出書類

(ア) 企画応募書(様式3)

(イ) 企画提案書(様式4)

(ウ) 見積書(任意様式)

(エ) 法人等に関する書類

(イ)履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ロ)法人等概要書(様式5)

(ハ)直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

(オ) 誓約書(様式6)

エ 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

ア 応募資格のない者が提案したとき

イ 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき

ウ 企画提案募集に対して、2件以上の提案をしたとき

- エ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- カ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- キ その他不正な行為があったとき

(7) 辞退届の提出

企画提案参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、令和8年6月2日(火)正午(必着)までに辞退届(任意様式)を持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリで送付する場合、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

6 企画提案書等の審査及び結果の公表

- (1) 審査は、令和8年6月上旬に行う。(詳細については企画提案参加申込書類の提出があった者に別途通知する。)
- (2) 選定審査委員会の設置
「令和8年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託業者選定審査委員会」(以下「選定審査委員会」という。)を設置し、受託者を選定する。選定審査委員会は、次の事務を所掌する。
 - ア 企画提案書等の審査及び評価を行い、委託契約候補者を選定する
 - イ その他プロポーザル方式の実施に必要な事務
- (3) 審査基準
審査に当たっては、別表1の審査項目、審査内容、配点により総合的に評価する。
- (4) 審査方法及び委託契約候補者の選定
企画提案書等をもとに書面審査を行う。なお、総評価点の満点の6割を基準点とし、基準点を満たす提案者のうち上位3者を選定する。
- (5) 提案者が3者以下の場合の取扱い
提案者が3者以下の場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を委託契約候補者とする。
また、すべての提案者が基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。
- (6) 審査結果の通知及び公表
審査結果は、受託事業者の選定後、速やかに企画提案者全員に書面で通知するとともに担当課ホームページにて公表する。公表については、業務名、委託契約候補者、得点等を掲載する。ただし、委託契約候補者以外の業者名は公表しない。

7 契約に関する事項

- (1) 企画提案において、修正すべき事項がある場合には、県と受託事業者との協議において内容を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 契約締結の協議にて合意に達した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

別表1

令和8年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として評価し、審査委員会構成員の評価点の合計により算出する。

なお、各審査項目で、評価点が満点の6割以上を満たした提案者を契約予定者として選定する。

審査項目			審査基準	項目 評価点	項目 加重点	配点	
1	企画内容	業務内容の 理解度	制度及び業務の目的を十分に理解しているか。	5	2	10	
			寄附を活用する事業(奈良県まち・ひと・しごと再生推進計画)の内容を理解しているか。	5	2	10	
		提案 内容	働きかけの方法	県外企業に対する働きかけの方法は効果的で寄附促進に結びつくものとなっているか。	5	4	20
			サポート体制	PR や企業のニーズ把握等、寄附促進に資する支援について効果的な提案がなされているか。	5	4	20
			独自性	提案者の独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。	5	4	20
2	業務遂行能力	人員及び組織体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	5	2	10	
3	見積金額		募集要綱及び仕様書に定める委託料率: 18%を超え、20%以下 3点 16%を超え、18%以下 4点 16%以下 5点	5	2	10	
合計						100	

項目評価点	採点基準
5	特に優れている(委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる)
4	優れている(委託の趣旨以上の効果が期待できる)
3	普通(委託の趣旨に合致している)
2	劣る(委託の趣旨を一部満たしていない)
1	著しく劣る(委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない)

※配点が10点の項目は評価点を2倍、配点が20点の項目は評価点を4倍に換算する